日本共産党

しまむら新一議員のウィークダイアリー

23.7/3 №9

市議会議員報告

日本共産党市議会議員
しまむら新一事務所
事務所/〒270-0021
松戸市小金原 4-11-29
☎047-309-2651
FAX047-309-2652
松戸・鎌ヶ谷地区委員会
事務所／〒270-2252
松戸市千駄堀 1810-2

ー6月定例会を終えて”マイナンバー制度”を考えるー

本当に利便性だけなの？！

6月定例会で提案された給付金支給には使用せず！

市議会６月定例会では補正予算として下記の主な給付金事業が提案されました。

◇非課税世帯臨時特別給付金事業

★地方創生臨時交付金活用事業で全額国からの交付金事業です。

＊低所得者支援として、2023 年度市民税非課税世帯に対し、**１世帯当たり３万円支給されます。**

＊６万世帯想定、８月下旬から支給予定です。

◇生活・暮らし支援臨時特別給付金事業

★市単独事業。上記の低所得者支援としての対象外となった「市民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯」に対し、**１世帯当たり３万円支給されます。**

＊７千世帯想定、８月下旬から支給予定です。

◇子育て世帯生活応援特別給付金事業

★市単独事業。子育て世帯支援として、非課税世帯等臨時特別給付金の対象外となった「市民税均等割のみ課税世帯」に対し、**児童１人当たり ５ 万円支給されます。**

＊800 人想定、９月から支給予定です。

◇子どもの成長応援臨時給付金事業

★小学校１年生から高校１年生までの県の給付金と未就学児と高校２・３年生への市の給付金とを合わせた事業です。**１人当たり１万円支給。所得制限はありません。**

＊７万１千人想定。

問題はそれぞれの給付金の支給方法です。多くは「現在調整中」と議案には明記されていましたが、この補正予算を審議した総務財務常任委員会（6 月 20 日開催）で、日本共産党・宇津野史行議員が支給方法について「国は新型コロナウイルス感染症が感染拡大したときに種々の給付金支給に時間がかかり、口座が紐づけられているカードがあれば速やかに支給できるとして、マイナンバーカードの取得を進めてきたが、世帯への支給にカードは利用できるのか」と質問。担当課長は「できない」と回答。

また、子ども１人に支給される県と市の成長応援臨時給付金についても、カードを利用するのかと問いましたが、これもすべての子どもが「口座を紐づけたカード」を所持しているわけではないので、結局、カードでの支給ではなく、児童手当に準じて養育者の口座に振り込む方向で検討しているとのことでした。

結局、カードの利便性と言ってもこの程度のことです。

企業のためのカード化なの？！

マイナポイント支給や健康保険証への強引な紐づけなどでカード取得者を増やすことが目的化し、この制度の不備を指摘していた専門家の声には耳を傾かずに走ってきた結果が、今の惨状です。

このカード作成の委託を受けて進めているのが NTT グループです。病院等への機器（カードリーダーなど）の回線も光回線等、NTT が圧倒的に有利な立場にあります。オリンピックなどのスポーツのビッグイベントに関わっている電通のように、このマイナンバーカード制度では NTT グループの影が見え隠れしています。

この利権がらみのマイナンバー制度の強引な進め方に多くの国民は、不信感を持ち始めています。カード促進は、一端中止し、見直すべきです。

高齢者の外出支援のさらなる拡充を！

ー松戸市ゆめいろバス・シルバー割引や新京成プラチナパスなどの利用をー

高齢者の生活向上や社会参加の保障などの視点で公共交通利用時の支援が必要です。

日本共産党・山口正子議員は一般質問で高齢者の外出への交通手段の確保としてバス料金補助とタクシー料金補助を行うよう、市へ求めました。

すでに 70 歳以上の方には、松戸市ゆめいろバス（中和倉地区）のシルバー割引や新京成バスのプラチナパスなどの制度があります。

◇松戸市ゆめいろバス

＊180 円を半額の 90 円に。

交通政策課へ申請（☎704-3969）

◇新京成プラチナパス

＊松戸新京成バス一般路線バス全線

乗り放題―半年定期　１万８千円

１年定期　３万円

※70 歳以上である公的証明書持参

山口議員は、市へさらなる拡充が必要であることを訴えました。

広がる「住居荒廃」問題を考える

ー先進自治体「足立区の『ごみ屋敷』対策」から学ぶー

「困った方」は「困っている方」の視点で！

現在、都市部の自治体が直面している政策課題の一つとして、いわゆる「ごみ屋敷」や樹木の繁茂、多頭飼育・給餌といった住居の荒廃の問題があります。荒廃した住居は、周辺地域に環境衛生、防災、防犯、および景観上の支障などの悪影響をもたらし、地域住民は最も身近な行政主体である、都市部の自治体にその解決を求めることが少なくありません。

類似の政策課題として挙げられている空き家問題については、条例および法律が制定されるなど、問題解決に向けた法制度が整備され始めています。しかし、この「住居荒廃」問題については、その全体像が十分に把握されておらず、解決に資する法制度も整っているとはいいがたい状況です。

また、「住居荒廃」問題は、空き家問題とは異なり、そこに居住する方がいる以上、住居内の立ち入りや行政代執行のような強制的な措置を講ずるに当たって、財産権等の基本的人権の侵害が大きな問題になりえます。さらに、居住者が健康上の問題を抱えていたり、セルフ・ネグレクトの状態に陥っていたりする場合には、清掃などの物理的な改善を促すのみでは、根本的な解決にはなりません。

そのため、福祉的な側面からの能動的なアウトリーチや居住者が抱える生活上の課題に対する包括的な支援体制の整備、関係団体および地域のコミュニティと連携した継続的な支援が求められます。

対策のきっかけは新区長誕生！

足立区が「ごみ屋敷」対策に取り組んだきっかけは、2007 年6月、区長選で近藤やよい区長が就任したことです。近藤区長は、治安に課題があると考え「美しいまち」に変えていくことで犯罪を抑止する「ビューティフル・ウィンドウズ運動」を提唱。この運動の提唱のもとになったのは、ニューヨーク市のブロークン・ウィンドウズ（割れ窓）理論」です。足立区は 2011 年には、担当課を横断した「道路・建築監察プロジェクトチーム（PT）」を立ち上げ、「ごみ屋敷」のほか、老朽危険家屋、不法投棄など、地域住民の生活環境を脅かす事例の把握とその解決策について検討を行いました。

全国初の条例制定へ！

「道路・建築監察 PT」の中では、「ごみ屋敷」問題は、住環境の美観を損ねるほか、放火や不法投棄、悪臭や害虫の発生等、住民の生活環境を悪化させるものと認識されていましたが、民有地の問題として手をこまねいている状態でした。

そのため、「モデル事例 25」を設定し、課題や解決方法を見出し、同時にこれらの問題に対処するために、条例の制定を検討しました。

2013 年1月1日、足立区は「ごみ屋敷」に特化した「足立区生活環境の保全に関する条例」を公布。同条例は全国初として注目されました。

足立区 2012~18年度 7年間の「ごみ屋敷」問題受付・解決件数（解決件数は過年度受付分を含む）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	累計
受付件数	55	18	35	41	30	35	10	224
解決件数	15	29	15	26	34	26	19	164
未解決件数	40	29	49	64	60	69	60	60

「支援」を入れた条例が特徴！

条例の主な特徴は３点です。

①命令・公表・代執行の措置

＊所有者等は、その所有等にかかる土地等を不良な状態にしてならない（４条１項）

＊この義務に違反した者に対しては、区長は指導・勧告することができる（６条）

＊指導・勧告に従わない者に対しては、「命令・公表・代執行」等の厳しい措置ができる（7～9 条）

②「支援」を盛り込む

＊自ら不良状態の解消をするのが困難と認められる所有者等に対しては、「支援」を行うことができる（11 条）

③「審議会」の設置

＊第三者による専門家や地域の代表、区の職員により構成された「生活環境保全審議会」を設置し、①の「命令・公表・代執行の措置」や②の「支援」を行う際は、この審議会の意見を聞かなければならない（7条2、9条2、11条2、12条）

片付け費用も区が一定負担！

「支援」のなかみは、以下の２点です。

①区の費用負担

＊片付けには同意したが、自らの資金で費用を負担できない場合には、**廃棄物の処分費用や樹木の伐採経費でそれぞれ上限 50 万円、100 万円の範囲で区が費用負担する**ことができる。

②謝礼金

＊**ごみの片付けに協力してくれた、町会・自治会や NPO，ボランティア団体等に対し、区が片付けに必要な物品の提供や謝礼金を支払う**ことができる。

③2018 年 12 月末までの「支援」実績

＊区の費用負担―2件、101 万3,880 円

「廃棄物処分」「樹木伐採」１件

「樹木伐採」１件

＊謝礼金―7件、23 万 8.000 円

「廃棄物処分」３件

「樹木伐採」３件

「草刈」１件

※この問題はシリーズとしてこれからも掲載していきます。